

監事監査報告書

令和5年5月25日

学校法人日本国際学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 燐子チ勝

監事 佐藤春夫

私たち監事は、私立学校法第37条第3項、及び学校法人日本国際学園寄附行為第15条の規定、並びに令和4年度監事監査計画に基づき、学校法人の令和4年度の業務若しくは収支、財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

監査にあたり、理事会及び評議員会への出席に加え、理事長、学長、理事等との意思の疎通はもとより、内部監査室と連携し、適時に監査を実施し理事等の職員から業務の報告を聴取した。

また、収支、財産の状況についても、理事等から報告及び説明を受けるとともに、会計監査人と協議を行い計算書類等について検討を加えた。

その結果を、次のとおり報告する。

- 1 学校法人の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認める。
- 2 計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
- 3 学校法人の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
- 4 学校法人は、令和4年度もコロナ禍の影響が継続し感染対策、教育面や学生確保等の大学運営にはご苦労があったことを理解する。しかしながら、入学者数の現状等は今後の運営面に影響が出てくることから、令和6年4月から日本国際学園大学としてスタートする機会をとらえ、教育方針、教育内容を各方面に広く発信し、本学の目指す大学像を実現することに期待する。